

道路・溝渠境界明示手続きの変更点（概要）

- 兵庫県土地家屋調査士会神戸支部からの要望を受け、以下の3点について手続きを変更

	従来	変更
① 申請時に添付する法務局関係の書類	法務局の証明付きのものを添付	登記情報提供サービスのものを添付でも可
② 筆界確認を伴う隣接同意の確認	筆界確認の有無に関わらず隣接同意印が必要	筆界確認書の添付により省略可
③ 隣接・対側地の既明示の境界標が亡失・付替えしている場合の隣接・対側同意の確認	亡失・付替えされていた場合は隣接同意が必要	復元・確認できれば同意省略可

明示手続きの変更における留意点①

① 申請時に添付する法務局関係の書類について

- ◆ 登記情報提供サービスのものを添付する場合は必ず
照会番号付きのものを提出してください。
- ◆ 法務局の証明書付きのもの(原本証明可)を提出いた
だいても対応いたします。
- ◆ 隣接同意における法人の代表者事項証明書等につい
ても登記情報提供サービスのもので可です。

明示手続きの変更における留意点②

② 筆界確認を伴う隣接同意の確認について

- ◆ 提出する隣接の筆界確認書(写し)は、代理人が原本証明したものを提出してください。
- ◆ 筆界確認書と明示図の座標系が異なる場合は、対象となる隣接の境界標がお互い一致していることが図面で分かるようにしてください。
- ◆ 筆界確認書の境界標が滅失・付替えされている場合は、復元・確認したのち、市のホームページに掲載している所定の様式の報告書を提出してください。
- ◆ 筆界確認書として有効なものは、平成7年度以降に筆界確認が締結されたものとします。

明示手続きの変更における留意点③

③ 既明示の境界標が滅失・付替えされている場合の同意の確認について

- ◆ 申請地の明示図と隣接・対象地の既明示の明示図との**座標系が異なる場合は、対象となる隣接・対側地の境界標がお互い一致していることが図面で分かるようにしてください。**
- ◆ 滅失・付替えされている隣接既明示の境界標を復元・確認した場合は、市のホームページに掲載している**所定の様式の報告書を提出**してください。
- ◆ 隣接・対側地の既明示として有効なものは、平成7年度以降に明示が締結されたものとしします。

Q A 回答（1）申請書に添付する資料について

質疑内容		回答
(1)	申請地の登記簿、公図、申請人が法人の場合の法人登記簿は登記情報提供サービスのものでも可となったが、照会番号の添付が必要な理由は何か。	道路管理課で、登記情報提供サービスの照会番号を確認するため、必須である。 また、確認できるものは発行年月日から100日以内のため、申請日から100日を超えることがないようにお願いしたい。
(2)	隣接地、対側地の登記簿や法人登記簿も登記情報提供サービスのものでもよいか。	隣接地、対側地の登記簿は申請書に添付の必要はない。 しかし、同意が必要となる隣接地や対側地の所有者が法人の場合、法人登記簿は照会番号の付いた登記情報提供サービスのものでもよい。

Q A 回答（2） 隣接同意の確認方法について①

質疑内容		回答
(1)	申請した道路明示と同時期に作成した筆界確認書の写しを添付すれば、道路明示図への署名、押印を省略できるということか。	そのとおりである。
(2)	筆界確認書が、法人の場合に代表者印で押印されていなかった場合や私人の場合にサインやスタンプ印で押印されている場合は、どう取り扱うのか。	筆界確認書の当事者間で、合意がなされている場合は印鑑の種類等は問わないが、筆界確認書の添付がない場合は、これまでどおり道路明示図に法人の場合は代表者印、私人の場合は認印で押印いただきたい。 ※ 法人の場合は代表者事項証明書を添付 ※ 共有者代表・相続人代表の場合は筆界確認書に分かるように記載

Q A 回答（2） 隣接同意の確認方法について②

	質疑内容	回答
(3)	隣接地が共有、又は相続登記が未了であり、共有者代表、又は相続人代表で交わされている場合の筆界確認書は有効なものとして取り扱ってもらえるのか。	当事者間で筆界確認書として扱っているのなら構わない。 ただし、共有者代表の住所が登記簿と異なる場合は、住所の変遷を証明する資料の添付は必要であるし、相続に関しては相続関係図及びそれを証明する戸籍謄本等はこれまで通り必要になる。
(4)	道路明示と違う時期に作成された筆界確認書の場合はどうすればよいか。	平成7年度以降の筆界確認書であれば、道路明示図への押印は省略できる。 ただし、その筆界確認が任意座標で作成されている場合や境界標が当時と変わっている場合は、当時の境界標(筆界)と位置が一致していること分かる報告書の提出が必要となる。

Q A回答（3）既明示の境界標が亡失している場合の扱いについて

質疑内容		回答
(1)	平成7年度以降の既明示で境界標が亡失している場合、復元したうえ指定の報告書を提出すれば、同意(押印)省略してもらえるのか。	そのとおりである。 付け替えされている場合も同様に、報告書を提出していただいたら、同意省略とする。